

(参考様式1)

人・農地プラン(気高地域)

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(7回)	更新年月(8回)	更新年月(9回)	集落・地域の 耕地面積
		集落名				
鳥取市	気高地域	殿・下石・山宮・下原・宿・土居・日光・常松・富吉・宝木・下坂本・八束水・上光・上原・下光元・飯里・重高・二本木集落 田仲・睦逢・会下・郡家・高江・浜村・温泉・勝見・八幡・新泉・姉泊・姫路・船磯・夏ヶ谷・水尻・奥沢見・酒津 集落	平成24年12月	平成28年11月	平成31年3月	978 ha

1. 地域の人と農地の現状

瑞穂地区では、法人が集積し遊休農地の発生を抑えている状況である。しかし、中には農地を貸したくない人もおり、集積が難しい理由の1つでもあるが、機械更新は考えていない所から、4、5年先には貸付希望が予想される。今後は広域的な集積が望まれると考える。

浜村では、八束水集落で離農する人があり、耕作放棄地が増える心配がある。大型機械が入れないことや水に苦労することから担い手も農地を選ぶ状況になり放棄地が増える一方である。

瑞穂、酒津、宝木地区では、県道沿いでは管理不行届きの農地もあるが耕作している状況である。しかし、奥部になると再生不可能な農地が見受けられる。担い手もいないが、高齢化も進んでいる状況である。大型農家が一手に引き受けている所もあるが、今後が不安なところもある。

逢坂地区では、高齢化が進み、畠管理に苦労している。荒廃農地は少ないものの、未相続地が増えている。また、新規就農者が頑張っている。

西道路の開通に伴い、周辺農地の活用について話し合いが必要と思われる。

担い手は、複合化により収益を上げなければ、米だけで経営が成り立つものではない。地権者においても、全てを耕作者に任せっきりであり、意識の高揚が必要と思う。雇用したくて求人を出しても、農業に関心がないため雇用できない状態である。また、10年後のビジョンが描けないことから、将来像が持てず、次世代の後継者について不安がある。

(近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の 出し手となる者と農地 (氏名)	年齢	現状 [平成28年度]		計画 [平成33年度]		貸付け等を希望す る農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十 分行われており、「近い将来農地の出し手となる者 と農地」はない
		経営内容 (作物)	経営規模の合 計(ha、頭数等)	経営内容 (作物)	経営規模の合 計(ha、頭数等)			
	才	ha		ha	ha	ha		
	才	ha		ha	ha	ha		
	才	ha		ha	ha	ha		

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者 の有無	現状 〔平成28年度〕		計画 〔平成33年度〕		農地中間 管理機構 からの借 り入れ希 望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		取組年 度	青年就農給付 金(開始型)	スー パー ル 資 金 利 負 担 輕 減 措 置	経営体 育成支 援事業	その他 ()		
新就	(A 氏)	49 才	2 () 名	無	水稻	2.60 ha	水稻	3.00 ha		新規就農	22	○				就農条件整備事業
					野菜	0.30 ha	野菜	0.50 ha		6次産業化	25					
					高付加価値化					高付加価値化	22					
					複合化					複合化	22					
新就	(C 氏)	40 才	1 () 名	一	野菜	0.16 ha	野菜	0.16 ha		新規就農	22	○	○	○		就農条件整備事業
新就	(D 氏)	43 才	1 () 名	無	野菜	0.50 ha	野菜	0.70 ha	○	新規就農	24	○				就農条件整備事業
農法	(F 法人)	73 才	2 (3) 名	無	野菜	1.20 ha	野菜	3.00 ha	○	低コスト化	24		○			
認農	(G 氏)	30 才	3 () 名	無	水稻	13.20 ha	水稻	13.50 ha	○	低コスト化	25					
					野菜	5.70 ha	野菜	5.75 ha								
					大豆、麦他	7.70 ha	大豆、麦他	8.00 ha								
認農 法	(H 法人)	75 才	12 () 名	有	水稻	9.70 ha	水稻	9.70 ha	○	低コスト化	25					
					大豆他	1.30 ha	大豆他	1.30 ha								
認農	(I 氏)	62 才	2 () 名	有	水稻	10.00 ha	水稻	10.00 ha	○	低コスト化	25					
					大豆	0.70 ha	大豆	1.00 ha								
					野菜	0.40 ha	野菜	0.40 ha								
認農 法	((J 法人)	64 才	34 (10) 名	有	水稻	21.60 ha	水稻	23.80 ha	○	低コスト化	25					農地中間管理事業
					野菜他	2.60 ha	野菜他	4.50 ha								
認農 法	(K 法人)	64 才	2 (5) 名	無	水稻	40.00 ha	水稻	30.00 ha	○	低コスト化	25					農の雇用事業
					大豆	10.00 ha	大豆	10.00 ha								
					野菜	2.00 ha	野菜	3.50 ha								
認農	(L 氏)	72 才	2 (1) 名	無	水稻	10.00 ha	水稻	10.00 ha		低コスト化	25					
					野菜	0.20 ha	野菜	0.20 ha								
認農 法	(M 法人)	40 才	1 (3) 名	有	野菜	6.00 ha	野菜	20.0 ha	○	6次産業化	25	○				農の雇用事業
新就	(O 氏)	38 才	1 () 名	無	水稻	1.60 ha	水稻	1.60 ha	○	新規就農	22	○				就農条件整備事業

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者 の有無	現状 【平成28年度】		計画 【平成33年度】		農地中間 管理機構 からの借り 入れ希望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		取組年 度	青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー シ 資金の 金利負 担軽減 措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()		
認就	(P 氏)	41 才	1 () 名	一	野菜	0.43 ha	野菜	0.60 ha	○	新規就農	27	○				就農条件整備事業 (共同経営) 認定新規就農者意向
認就	(Q 氏)	42 才	1 () 名	一	野菜	(0.34) ha	野菜	(0.60) ha	○	新規就農	27	○				就農条件整備事業 (共同経営) 認定新規就農者意向
認農	(R 氏)	57 才	2 (1) () 名	有	水稻	15.0 ha	水稻	15.00 ha	○	低コスト化	19	○				農地中間管理事業
					白ネギ	0.40 ha	シロネギ	0.40 ha		高付加価値化	15					
					アスパラガス	0.10 ha	アスパラガス	0.20 ha		低コスト化	S63					
認農	(S 氏)	67 才	2 (4) () 名	有	水稻	10.20 ha	水稻	9.00 ha	○	高付加価値化	S63					
認農	(T 氏)	63 才	2 (0) () 名	有	水稻	8.15 ha	水稻	7.00 ha	○	低コスト化	24					
認就	(U 氏)	38 才	1 (0) () 名	一	野菜	0.12 ha	野菜	0.41 ha	○	新規就農	27	○	○			農地中間管理事業 就農条件整備事業
認農	(V 氏)	70 才	2 (10) () 名	有	水稻	8.00 ha	水稻	8.00 ha	○	低コスト化	17					農地中間管理事業
					野菜	0.30 ha	野菜	0.30 ha		高付加価値化	23					
	(W 氏)	59 才	1 (1) () 名	有	水稻	0.47 ha	水稻	0.47 ha	○	低コスト化	28					農地中間管理事業
認農 法	(X 法人)	62 才	3 () 名	有	水稻	0.78 ha	水稻	5.00 ha	○	低コスト化	27	○				農の雇用事業 企業等参入促進支援事業
					実面積	192.3 ha	実面積	212.0 ha		6次産業化	27					
合計(21)																

【 記載上の注意 】

※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」、新規就農者は「新就」、認定志向農家は「志向」と記載します。

※「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認：氏名」を記載します。

※計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のため今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている／中心経営体はいるが十分ではない／中心経営体がない

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
その他[右欄に自由に記載]	

6. 今後の地域農業のあり方

生産者及び地域の自主性を尊重しながら、地域連携推進員や関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を検討するとともに、地域の中心となる経営体及びその他の農業者が生産単位の拡大や省力化技術の普及、農地集積等により生産コストの低減と作物の団地化等による合理的な農地の有効利用を推進する。
また、新規就農の促進に取り組むことで、担い手の確保に努めるとともに、複合化、6次産業化や高付加価値化に取り組むことにより農業経営の安定化に努める。

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出 し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理機構 への貸付を予定
				貸付	作業委託	売渡		
計								

【記載上の注意】

- ※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
- ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。